

平成24年度

定期監査結果報告書

門真市監査委員

I. 監査対象 【環境事業部】

今回監査対象の環境事業部の内部組織は、次のとおりである。

課 名	グループ 名
環 境 政 策 課	
環 境 対 策 課	
浄 化 セ ン タ ー	
環境センター業務課	管理グループ・収集グループ
環境センター施設課	施設グループ・資源化グループ

II. 監査期間

平成24年10月23日から11月26日まで

III. 監査の方法

環境事業部が分掌する平成23年度・平成24年度(平成24年9月30日現在)の事務事業を対象とし、歳入歳出予算及び事務事業が関係法令に従って適正かつ効率的に執行されているかに重点をおき、関係資料の提出、担当職員からの説明を聴取しつつ必要な監査を実施した。

IV. 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、一部事務処理に適正を欠くものや、改善・検討を要する事項が見受けられたので、次に述べる指摘・要望事項についてはそれぞれ必要な措置をとり、また、契約に関しては根拠法令の確認を行い、今後の事務の遂行にあたり遺漏のないようなお一層努力されたい。

なお、指摘事項には至らない軽易な事項については、監査を執行する中でそれぞれ口頭での個別の指導も併せて行った。

〔環境政策課〕

当課の主な事務事業は、清掃事業の将来計画及びこれに伴う調整に関すること、大阪湾広域廃棄物処分場に関すること、一般廃棄物処理業の許可に関すること、一般廃棄物の排出の抑制及び再生利用等に関すること、資源有効利用の推進に係る企画及び調整に関すること、環境問題に係る資源保護の啓発並びに市民活動の支援、指導及び連絡調整に関すること、門真市立リサイクルプラザの運営に関すること、環境センター（他課に属するものを除く。）の維持管理に関すること、環境センター及び浄化センターの施設整備に関すること、環境事業部の重要な委託契約に関すること、部の庶務に関すること等である。

監査の結果

1. もったいない普及事業について、より多くの方に参加していただくため、さらなる周知を行うよう検討されたい。【要望事項】
2. 生ごみ処理機器購入補助事業について、交付決定通知書の交付指令番号が同じものが見受けられた。平成 23 年度に終了した事業なので、今後、補助金交付事業等を実施する場合は交付指令簿を適正に管理されたい。
3. 再生資源集団回収奨励金交付事業について、集団回収をさらに拡充していくため、自治会未加入世帯など、集団回収に取り組んでいない地域や市民への対応や周知の方法について検討されたい。【要望事項】
4. 再生資源集団回収奨励金交付事業について、交付申請書の申請者と振込先口座の名義が異なるものに必要な委任状を徴していなかった。会計規則に基づき適正に処理されたい。
5. 収受文書等について、供覧に付されていないままファイリングされているものが見受けられた。文書管理規程に基づき適正に処理されたい。

〔環境対策課〕

当課の主な事務事業は、環境保全に係る企画並びに知識の普及及び啓発に関すること、環境美化の推進に関すること、生活環境調停委員会に関すること、公害関係法令に基づく諸届出事務及び指導に関すること、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の公害防止に関すること、野生動植物及び特定外来生物に関すること、狂犬病予防に伴う飼犬の登録等に関すること、ねずみ族及び害虫駆除に関すること、感染症予防に伴う消毒作業に関すること、し尿処理券の販売の事務補助に関すること、粗大ごみ処理券の販売の事務補助に関すること、犬猫等死体の処理手数料の徴収の事務補助に関すること、飯盛霊園組合との連絡調整に関すること、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関すること等である。

監査の結果

1. 飼犬登録システム委託契約の起案について、随意契約の理由書が添付されていなかった。理由書を添付する等適正に処理されたい。
2. 各種起案書について、決裁日、施行日の記入漏れが見受けられた。文書管理規程等に基づき適正に処理されたい。

〔浄化センター〕

当課の主な事務事業は、センターの維持管理に関すること、し尿処理施設操業に係る各種調査及び計測に関すること、し尿処理施設の公害の防止に関すること、し尿の収集運搬に関すること、し尿の収集運搬業務の委託並びに指導及び監督に関すること、浄化槽清掃業の許可に関すること、し尿処理券の販売及び直営処理手数料の徴収に関すること、し尿処理券委託販売に関すること等である。

監査の結果

1. 各種起案書について、決裁日、施行日の記入漏れが見受けられた。文書管理規程に基づき適正に処理されたい。
2. 清掃業務委託契約の入札について、入札書の金額を修正テープで訂正されているものがあつた。また、入札に係る委任状が添付されていないものが見受けられたので適正に事務処理されたい。

〔環境センター業務課〕

当課の主な事務事業は、ごみの収集運搬に関すること、ごみの分別収集に係る指導啓発に関すること、一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること、粗大ごみ処理券の販売に関すること、粗大ごみ処理券委託販売に関すること、開発行為に伴うごみ集積所の設置に係る事前協議に関すること、不法投棄の防止及び指導に関すること、犬猫等死体の処理及び処理手数料の徴収に関すること、環境センター業務棟の維持管理に関すること、臨時ごみの収集運搬及びさわやか訪問収集に関すること等である。

監査の結果

1. 文書管理について、ファイリングの方法が不適切であつた。文書管理規程に基づき、ファイル基準表のとおりファイリングされたい。

〔環境センター施設課〕

当課の主な事務事業は、ごみ処理施設の運転に関すること、焼却残さの処分に関すること、ごみ処理施設の公害の防止に関すること、一般廃棄物処理許可業の指導監督及び一般持込みごみの分別指導に関すること、環境センター施設棟及びリサイクルプラザの維持管理に関すること、リサイクルプラザ内資源化施設の操業及び運転に係る各種調査及び計測に関すること、不燃物及び資源化残さの処理に関すること、環境センターの一般廃棄物の搬入搬出に係る計量及び統計に関すること等である。

監査の結果

1. 一般廃棄物埋立処分委託契約の起案について、随意契約の理由書が添付されていなかった。理由書を添付する等適正に処理されたい。